



キャスト・ミャンマー・ニュース

MYANMAR NEWS

2015年9月3日号
[2015] 005

労働省の8月31日付命令通知書



弁護士法人キャスト
弁護士 外山香織
キャストコンサルティング(ミャンマー)有限会社
コンサルタント シュエ・ウィ・イー

2015年9月1日、ミャンマー労働・雇用・社会福祉省（「労働省」）の2015年8月31日付命令通知書（「本命令通知書」）が、翌9月1日の国営新聞のThe Mirror及びMyanma Alinの2紙に掲載されました（命令通知書（緬語）の写しが労働省のHPに掲載されています。

<http://www.mol.gov.mm/mm/wp-content/uploads/downloads/2015/09/31-8-2015-EC.pdf>）。内容としては、（ア）雇用及び技能開発法第5条(a)-1に基づき、労働者を雇用した使用者が30日以内に労働契約書を締結しなければならないこと、（イ）8月28日付の最低賃金額の決定を受けて、今月から既に雇用した労働者及び新規に採用した労働者との間で労働契約書を締結すべきこと、（ウ）給与の支払いに際して給与明細を発行すべきこと等を改めて確認するものとなっています。

最低賃金決定関連全国委員会は、2015年8月28日、同年9月1日以降、法定最低賃金額を全国一律1時間当たり450チャット、1日8時間労働として1日当たり3,600チャットとすることを正式に決定しました（最低賃金決定関連全国委員会の同年8月28日付通知書

<http://www.mol.gov.mm/mm/wp-content/uploads/downloads/2015/08/Minimun-Wages-final-notification.pdf> 緬語版）。本命令通知書はこの法定最低賃金額の決定直後に発表されたものであることから、その目的は、労働契約書の締結義務の再確認は勿論のこと、法定最低賃金の履行の確保を企図して行われたものといえます。

契約締結を促進する策として、各タウンシップの労働者管理局が労働契約書及び給与明細のサンプルを配布していることについて触れ、当該サンプルに基づいて契約書の締結及び給与の支払いを行うことが推奨されています。また、法定最低賃金額が適用されない従業員15名以下の事業又は家族経営の事業についても、労働契約書を締結しなければならないことも

記載されています。本命令通知書の記載内容からみても、労働契約書の締結と給与明細の発行が確実に行われているか否かは、当面、労働者管理局側でも高い関心をもって取り上げる事項になるであろうことが予測されます。

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

キャストコンサルティング（ミャンマー）有限公司
No.244/254, Room(102), 10 floor, Mingalar Condo, Seikkantha Street(Upper), Kyauktada Township, Yangon, Myanmar
TEL +95-1-392789~90 担当：シュエ、ノー
E-mail : info@cast-consulting.com.mm

※1 本資料におけるミャンマー法に関する情報は、法文の記載内容、ミャンマーにおける関係局への聴取結果によります。

※2 本資料に関する著作権は弊社グループ又は弊社グループに所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複製は固くお断りいたします。

【キャストグループ】法務・労務・会計・税務のワンストップサービス <http://www.cast-group.biz/>
ヤンゴン 東京 大阪 北京 大連 上海 蘇州 広州 香港 ホーチミン